

令和3年度 特定子ども・子育て支援施設等の 指導検査 保育内容編

大田区こども家庭部保育サービス課指導検査担当

令和3年6月9日（水）

保育内容の項目

- 1 保育内容の工夫
- 2 保育従事者の姿勢
- 3 児童の人権に対する配慮
- 4 虐待への対応
- 5 保護者との連絡等
- 6 衛生管理の状況
- 7 食事内容等の状況
- 8 健康管理
- 9 乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防
- 10 安全確保
- 11 資料：重大事故再発防止の取り組み
- 12 備える帳簿
- 13 設置者の経営姿勢

令和3年度 保育施設一般指導検査の重点項目（大田区）

1 保育所保育指針に基づく保育

- (1) 全体的な計画に基づく、長期的、短期的な指導計画の作成
- (2) 指導計画に基づく保育

2 子どもの人権に配慮した適切な保育の徹底

- (1) 児童虐待についての対応
- (2) 児童一人一人に応じた保育
- (3) 児童の健康状態の把握

3 安全対策の徹底

- (1) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策
- (2) アレルギー児等への対応
- (3) けが、事故防止の対策
- (4) 感染症・食中毒等の予防対策

1 保育内容の工夫

観 点	基本的な考え方
<p>乳幼児の一人一人の心身の発育や発達 の状況を把握し、保育が行われているか。</p> <p>※保育所保育指針を踏まえた、適切な 保育が行われているか。</p>	<ul style="list-style-type: none">◆乳幼児の生活リズムに沿ったカリキュラムを設定し、かつ実行すること。<ul style="list-style-type: none">・デイリープログラム等を作成する。・保育日誌を作成する。 ◆必要に応じ乳幼児に入浴又は清拭をし、身体の清潔が保たれていること。 ◆沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮をすること。<ul style="list-style-type: none">・外気浴の機会が適切に確保されている。（乳児） ◆外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保されていること。<ul style="list-style-type: none">・屋外遊戯の機会が適切に確保されている。（幼児） ◆テレビやビデオを見せ続けずに、一人一人の児童に対してきめ細かく、かつ相互 応答的に関わること。 ◆必要な遊具、保育用品が備えられていること。<ul style="list-style-type: none">・衛生面に気をつけ、年齢に応じた玩具を備えている。・大型遊具を備える場合は、その安全性の確認を行っている。

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条1項1号二、へ
「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1「認可外保育施設指導監督基準」5

2 保育従事者の保育姿勢

観 点	基本的な考え方
<p>乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であるか。</p> <p>施設長については、その職責にかんがみ、資質の向上、適格性の確保が求められているか。</p> <p>保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育従事者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか。</p>	<p>◆施設内研修等の機会を設けるなど、保育従事者の質の向上に努めること。</p> <p>◆外部研修等への参加をすること。</p> <p>◆保育所保育指針の理解に努めること。</p>

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条1項1号二
「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1「認可外保育施設指導監督基準」5

3 児童の人権に対する配慮

観 点	基本的な考え方
乳幼児の人権に対し、十分配慮されているか。	<p>◆乳幼児に身体的苦痛を与えたり、人格を辱めることがないよう、乳幼児の人権に十分配慮されていること。</p> <ul style="list-style-type: none">・しつけと称するか否かを問わず、乳幼児に身体的苦痛を与えないこと。・ネグレクト、差別的処遇、言葉の暴力等をしない。

〔根拠法令等〕

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条1項1号二

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1「認可外保育施設指導監督基準」5

4 虐待への対応

観 点	基本的な考え方
児童相談所等の専門機関との連携がとられているか。	<p>◆入所児童について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制をとること。</p> <p>※虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。</p>

〔根拠法令等〕

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条1項1号二

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1「認可外保育施設指導監督基準」5

5 保護者との連絡等

観 点	基本的な考え方
<p>保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育を実施をしているか。</p> <p>緊急連絡表の整備をし、緊急連絡先の把握をしているか。</p> <p>保育室などの見学について、保護者や利用希望者等の要望に適切に対応しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none">◆3歳児未満は原則として連絡帳を作成し、保護者と連絡を行う。<ul style="list-style-type: none">・毎日記入をする。※連絡事項のうち、少なくとも「体温」「排便」「食事」の状況は必ず記入する。◆3歳以上児は、児童の様子について保護者と連絡を取り合う。 (口頭連絡でも可)<ul style="list-style-type: none">※保育者間の連絡事項を記録し、確実に引き継ぐこと。◆緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表を作成し、緊急対応に備える。<ul style="list-style-type: none">・消防署、病院等の連絡先一覧表を作成し、緊急対応に備える。・すべての保育従事者が容易に分かるようにしておくこと。◆乳幼児の安全確保や保育の実施等に配慮し、保育の様子や施設の状況を確認する要望に適切に対応している。

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条1項1号二
「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1「認可外保育施設指導監督基準」5

6 衛生管理の状況

観 点	基本的な考え方
<p>調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理を適切に行っているか。</p> <p>食品の保存について腐敗、変質しないよう適切な措置を講じているか。</p>	<ul style="list-style-type: none">◆食器や哺乳瓶、ふきん、まな板、なべ等は、十分殺菌したものを使用すること。哺乳瓶は使用することによく洗い、滅菌すること。◆調理室が清潔に保たれていること。◆調理方法や配膳が衛生的であること。◆食事時、食器類や哺乳瓶は、児童や保育従事者の間で共有をしないこと。 <p>◆原材料、調理済み食品（持参による弁当、仕出し弁当、離乳食も含む）は、冷凍または冷蔵庫を利用して適切な措置を講じること。</p> <p>※給食供給者は、給食施設における食事の供給を開始した日から10日以内に「食品製造業等取締条例」の規定により知事に届け出なければならない。</p>

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条1項1号ホ、ロ
「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1「認可外保育施設指導監督基準」6

7 食事内容等の状況

観 点	基本的な考え方
<p>乳幼児の年齢や発達、健康状態等に配慮した食事内容となっているか。</p> <p>調理があらかじめ作成した献立に従って行われているか。</p>	<ul style="list-style-type: none">◆乳児の食事を幼児の食事と区別して実施をすること。◆健康状態（アレルギー疾患等を含む）等に配慮した食事内容にすること。◆市販の弁当（仕出し弁当も含む）等の場合、乳幼児に適した内容にすること。◆乳児にミルクを与えた場合はゲップをさせるなどの授乳後の処置を行うこと。◆離乳食を摂取する時期の乳児についても、食事後の状況に注意を払うこと。 <ul style="list-style-type: none">◆食事摂取基準、乳幼児の嗜好を踏まえ変化のある献立により、一定期間の献立を作成し、この献立に基づき調理すること。 ※仕出し弁当の場合は、献立表をもらうこと。

〔根拠法令等〕

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条1項1号ホ、へ

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1「認可外保育施設指導監督基準」6

8-1 健康管理

観 点	基本的な考え方
乳幼児の健康状態の観察を行っているか。	<ul style="list-style-type: none">◆登園の際、健康観察を行い、保護者からの乳幼児の状態の報告（連絡帳を活用することを含む）を受けすること。 ※体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等◆降園の際、登園時と同様の健康状態の観察を行うこと。<ul style="list-style-type: none">・保護者へ乳幼児の状態の報告をすること。
乳幼児の発育チェックを行っているか。	<ul style="list-style-type: none">◆身長及び体重の測定等、基本的な発育チェックを毎月定期的に行うこと。

〔根拠法令等〕

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条1項1号二、へ

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1「認可外保育施設指導監督基準」7

8-2 健康管理

観 点	基本的な考え方
<p>入所時に乳幼児の健康診断が実施されているか。</p> <p>継続して保育している乳幼児の健康診断が一年に2回実施されているか。</p> <p>緊急時に備えた病院関係の一覧を作成しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆入所（利用開始）時の健康診断を実施すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の健康状態の確認のため、入所（利用開始）時の健康診断は、なるべく入所（利用開始）決定前に実施し、未実施の場合は入所（利用開始）後、直ちに行うこと。 ◆一年に2回の健康診断を実施すること。（おおむね、6か月ごとに実施） <ul style="list-style-type: none"> ・入所後の乳幼児の体質、児童のかかりつけ医の確認をする。 ・保育施設付近の病院関係一覧等作成しておく。 ・職員に周知し、情報を共有し対応の共通理解を行うこと。

POINT

- ◆入所時及び1年に2回、「学校保健安全法」に規定する健康診断に準じて実施する。
- ◆入所（利用開始）時の健康診断については、保護者からの健康診断結果（4か月以内に健診を受診しているものに限る）の提出がある場合は、これにより入所（利用開始）時の健康診断がなされたものとみなすことができる。
- ◆一年に2回の健康診断については、施設において直接実施できない場合、保護者から健康診断書または母子手帳の写し（おおむね6か月以内の乳幼児健診の記録）の提出を受けること。

〔根拠法令等〕

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条1項1号へ

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1「認可外保育施設指導監督基準」7

8-3 職員の健康診断

観 点	基本的な考え方
職員の健康診断が実施されているか。	◆採用時及び1年に1回実施すること。
調理従事者及び調乳担当者の検便を適切に実施しているか。	◆調理、調乳に携わる職員には、月1回検便を実施すること。

POINT

- ◆雇入れの際及び当該業務への配置換えの際にも、事前に検便を実施する。
- ◆施設の管理者はあらかじめ検便の結果を確認したうえで、調理や調乳業務に従事させる。
- ◆検便検査の結果を保管するなど、職員の体調管理に努める。

〔根拠法令等〕

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条1項1号へ

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1「認可外保育施設指導監督基準」7

8-4 医薬品の整備

観 点	基本的な考え方
必要な医薬品、医療用品等が備えられているか。	◆最低限必要なものを整備をすること。 ・体温計、水まくら、消毒液、絆創膏類。

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条1項1号へ
「認可外保育施設に対する指導監督要綱 別表1「認可外保育施設指導監督基準」7

8-5 感染症への対応

観 点	基本的な考え方
感染症への対応を適切に行っているか。	◆乳幼児が感染症にかかった場合（疑いも含む）には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示していること。 ・再登園時には、かかりつけ医の「治癒証明」、かかりつけ医とのやり取りをした書面の提出などについて、保護者に理解と協力を求めること。 ・治癒の判断を保護者に委ねないこと。 ・歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、児童や保育従事者の間で共有せず、一人一人のものを準備すること。

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条1項1号へ
「認可外保育施設に対する指導監督要綱」 別表1「認可外保育施設指導監督基準」7

9 乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防

観 点	基本的な考え方
<p>睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態のきめ細かい観察が行われているか。</p> <p>乳児を寝かせる場合には、仰向け寝に寝かせているか。</p> <p>保育室では禁煙が守られているか。</p>	<p>◆乳幼児突然死症候群に対する注意を払うこと。</p> <ul style="list-style-type: none">• 職員が保育室に在室している。• 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細やかに観察する。 <p>◆乳幼児突然死症候群に対する注意に努めること。</p> <ul style="list-style-type: none">• 乳児を寝かせる場合は仰向けに寝かせること。 ※仰向け寝は乳幼児突然死症候群のほか、窒息の防止の観点から有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、うつぶせ寝を行う場合は入所（利用開始）時に保護者に確認する。 <p>◆保育室での喫煙はしないことを厳守する。</p>

〔根拠法令等〕

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条1項1号へ

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1「認可外保育施設指導監督基準」7

10-1 安全確保

観 点	基本的な考え方
乳幼児の安全の確保に配慮した保育を実施しているか。	◆乳幼児が出入りする場所には、危険物防止に対する十分な配慮がされている。危険物を置いていない。書庫等を固定している。落下物、コンセント類等配慮する。
事故防止の観点から適切な安全管理を図っているか。	◆施設内の危険な場所、設置等への囲障の設置をしている。
囲障の設置とともに、施錠を十分に行っているか。	◆施錠を十分に行なっている。 ◆不審者の立入防止などの対策や緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備している。
プール活動や水遊びを行う場合の監視体制、専ら監視を行う者とプール指導を行う者を分けているか。	◆監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にする。
保育室内や園庭等、定期的な点検を行っているか。	◆窒息の可能性のある玩具・小物等、不用意に保育室内外に置かれていないか、保育士等による保育室内及び園庭内の点検を定期的に行うこと。
園外保育時に複数の保育従事者が対応しているか。	◆園外保育時は、複数の保育従事者が対応すること。

〔根拠法令等〕

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条1項1号へ

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1「認可外保育施設指導監督基準」7

10-2 安全確保（食事）

観 点	基本的な考え方
<p>アレルギー児に配慮した食事を提供しているか。</p> <p>調理において、誤嚥・窒息につながりやすい食材などの使用を避けるなどリスクとなるものを除去しているか。</p>	<p>◆食物アレルギーのある児童については、生活管理指導表に基づき、適切な対応を行うこと。</p> <p>◆児童の食事に関する情報や当日の児童の健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものは除去すること。</p>

〔根拠法令等〕

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条1項1号ホ、へ

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1「認可外保育施設指導監督基準」7

10-3 安全確保（事故発生時対応）

観 点	基本的な考え方
<p>事故発生時に適切な救命措置が可能となるよう、救命講習を受講し、訓練を定期的に行っているか。</p> <p>保育中の万が一の事故に備えているか。</p>	<ul style="list-style-type: none">◆消防署等が実施する救命講習を過去3年以内に受講した保育従事者がいること。◆関係機関への緊急通報訓練（119番通報等の訓練）を定期的に行っていること。◆賠償責任保険に加入するなど、賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるように備えられていること。

〔根拠法令等〕

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条1項1号へ

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1「認可外保育施設指導監督基準」7

10-4 安全確保（事故発生時の報告と再発防止策）

観 点	基本的な考え方
<p>事故発生時には、速やかに東京都に報告しているか。</p> <p>事故について記録をしているか。</p> <p>重大事故の再発防止・検証結果を踏まえた措置を行っているか。</p>	<p>◆速やかに当該事実を都に報告する。</p> <p>※死亡事案、重傷事案、食中毒等重大な事故が生じた場合、「認可外保育施設に対する指導監督要綱実施細目」第4条第2項により報告を行うこと。</p> <p>◆当該事故の状況及び当該事故の際して採った処置について記録をすること。</p> <p>◆死亡事故等の重大事故が発生した場合、当該事故と同様の事故再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとること。</p>

〔根拠法令等〕

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条1項1号へ

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1「認可外保育施設指導監督基準」7

11 ～重大事故再発防止の取り組み～ 午睡時の死亡事故の事例より

◆重大事故の再発防止のための取り組み

死亡事故等の重大事故が発生した場合、都道府県が重大事故の再発防止のための事後的な検証委員会開催する。

外部の有識者で構成する検証委員会を開催し、子どもの死亡事故等の重大事故について、事故発生の実態把握や死亡した又は重大な事故にあった子どもやその保護者の視点に立って発生原因の分析等を行うことにより必要な再発防止策を検討する。また、検証結果を公表し、事故再発防止に役立てていく。

教育・保育施設における重大な事故の再発防止のための事後的な検証について 別紙より

1 事故の概要

保育従事者が0歳6か月の男児にミルクを飲ませて寝かしつけ、ベビーベッドに移した後しばらくして確認に行ったところ、異常が認められたため救急搬送されたがその後死亡が確認された。

2 明らかになった問題点や課題

睡眠時の見守りの重要性や睡眠チェックの重要性が理解されておらず、寝返りを始めた乳児のリスクについて認識が不足していた。

◆死亡事故の発生時の状況
(H31.1.1～R元.12.31)

*令和元年は以下の施設から死亡事故の報告あり

	認可保育所	一時預かり事業	その他の認可外保育施設	合計
睡眠中	0	1	3	4
プール活動・水遊び	0	0	0	0
食事中	0	0	0	0
その他	2	0	0	2
合計	2	1	3	6

3 検証委員会からの再発防止及びより良い保育の実現のための提言から

《睡眠時の対応について》

- 医学的な理由でうつ伏せ寝を勧められている場合以外は必ず仰向けに寝かせること。
- 子どもの安全確認にきめ細かく行うこと。
- 子どもを一人にしないこと。

12 備える帳簿等

◆保育内容（主な確認書類）

指導監督基準項目	確認する書類
5(1)イ	デイリープログラム
《評価基準》5(1)b(a)	保育日誌
5(3)ア	連絡帳（3歳未満児）
5(3)イ	緊急連絡表
6(2)イ	献立表（補食献立表も含む）
7(3)	児童健康診断記録
9(2)	児童票（氏名、生年月日、健康状態、在籍記録等）
9(2)	児童に関する契約書

日頃から、備えられているか、
点検してください。

〔根拠法令等〕

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条1項1号へ

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1「認可外保育施設指導監督基準」9

「運営基準第61条」

13 設置者の経営姿勢

観 点	基本的な考え方
保育充実のために、関係法令及び基準を遵守し実行する、真に積極的な姿勢であるか。	<ul style="list-style-type: none">◆入所する児童の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい保育を行うための適切な経営姿勢であること。◆保育サービスを実施する責任者として適切な対応を行うこと。

〔根拠法令等〕

「子ども・子育て支援法施行規則」第1条1項1号二

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1「認可外保育施設指導監督基準」10